

# 自治体、ハローワーク及び介護労働安定センターの連携による特別養護老人ホーム開設時の人材確保支援に係るモデル事業の概要

## 1 実施の背景

介護分野については、高齢化に伴い介護人材へのニーズが拡大している一方、雇用情勢の改善により他産業への人材流出が懸念されるなど、人材確保が一層厳しい局面となっております。特に首都圏の都市部などで厳しい状況にあり、とりわけ特別養護老人ホーム(以下「施設」という)については、施設開設時に十分な介護人材を確保できず、施設の開設や定員数までの入所受入れができない等、円滑な施設立ち上げに支障を来す事例もあり、介護人材不足が施設の円滑な開設の妨げにならないよ

う、一層の取組を進める必要性が高まっています。

このような中、「介護離職ゼロ」に向けた介護人材確保対策(平成29年12月1日第19回経済財政諮問会議厚生労働大臣提出資料)においても、「施設開設時の人材募集・研修の支援の充実」が盛り込まれており、ハローワークにおける介護分野でのマッチング支援の強化が期待されているところ です。

そのため、施設の設置認可を行う自治体、介護人材のマッチング支援を行うハローワーク及び雇用管理改善の取組を支援する介護労働安定センターの3者の連携により施設開設時の人材確保支援に係るモデル事業を実施することとしました。

## 2 事業の内容

施設の新規開設は、3月から5月に多くなっているため、平成30年度初に開設予定の施設の支援に間に合うよう、本事業を

本年1月19日から開始し、まずは1都3県(東京都、さいたま市、千葉市、横浜市)で自治体とハローワーク、介護労働安定センターが連携して、施設開設前からの支援を行う事としております。

具体的な支援の流れとしては、①施設の開設情報を持つ自治体から、特別養護老人ホームの開設情報をハローワーク、介護労働安定センターが提供を受けた後、②ハローワークでは、開設予定の特別養護老人ホームに個別にアプローチするとともに、③開設予定施設の求人情報を求職者に積極的に提供するなど求職者にアプローチすることと

してまいります。また、④介護労働安定センターでは、定着まで含めた雇用管理改善に関する相談援助を実施することで、施設開設時の人材確保支援に取り組んでいくこととしております。

